広島県告示第三百九十五号

て、 の四第四項及び第三十三条第四項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院とし 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十二条 次の病院を認定した。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山友愛病院	医療法人大慈会 三原病院	医療法人仁康会 小泉病院	精神医療センター独立行政法人国立病院機構賀茂	メープルヒル病院	ふたば病院	医療法人緑風会 ほうゆう病院	名称
温山市水呑町□○二番地の二	三原市中之町六丁目三一番一号	三原市小泉町四二四五番地	東広島市黒瀬町南方九二番地	大竹市玖波五丁目二番一号	呉市広白石四丁目七番二二号	呉市阿賀北一丁目一四番一五号	所在地
平平成成	平平成成	平平成成	平平成成	平平成成	平平成成	平平成成二二	認
○年四月一	平成二三年三月三一日まで平成二〇年四月一日から	平成二三年三月三一日まで平成二〇年四月一日から	平成二三年三月三一日まで平成二〇年四月一日から	三年三月三 日まで	平成二三年三月三一日まで平成二〇年四月一日から	三年三月三一日まで	定期
一日まで	日から	一日まで	一日まで	一 日から	一日まで	一 日から	間